

改 正 案

現 行

<p>(標識の設置期間)</p> <p>第四条 延べ面積が三千平方メートルを超え、かつ、高さが二十メートルを超える中高層建築物に係る標識の設置期間は、次に掲げる手続のいずれか(二以上の手続を行う場合は、最初の手続)を行おうとする日の少なくとも六十日前から法第七条第一項に規定する完了検査の申請若しくは法第十八条第十六項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。</p> <p>一及び二 (現行のとおり)</p> <p>二の二 法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定の申請</p> <p>三 (現行のとおり)</p> <p>三の二 法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定に係る通知</p> <p>四 法第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項から第十三項までの各項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、第五十三条第四項若しくは第五</p>	<p>(標識の設置期間)</p> <p>第四条 延べ面積が三千平方メートルを超え、かつ、高さが二十メートルを超える中高層建築物に係る標識の設置期間は、次に掲げる手続のいずれか(二以上の手続を行う場合は、最初の手続)を行おうとする日の少なくとも六十日前から法第七条第一項に規定する完了検査の申請若しくは法第十八条第十四項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項から第十三項までの各項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、第五十三条第四項若しくは第五</p>
---	--

改 正 案

項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九條の二第一項、第六十条の二第一項第三号、第六十条の三第一項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項に規定する許可の申請

四の二から八（現行のとおり）

九 東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第二条第三項、第三条第一項ただし書、第四条第三項、第八条の十九第一項、第十条第四号、第十条の二第一項ただし書、第十条の三第二項第二号、第十七条第三号、第二十一条第二項、第二十二条ただし書、第二十四条ただし書、第三十二条ただし書、第四十一条第一項ただし書、第五十二条又は第七十三条の二十に規定する認定の申請

現 行

項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九條の二第一項、第六十条の二第一項第三号、第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項に規定する許可の申請

四の二から八（略）

九 東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第二条第三項、第三条第一項ただし書、第四条第三項、第十条第三号、第十条の二第一項ただし書、第十条の三ただし書、第十七条第三号、第二十一条ただし書、第二十四条ただし書、第三十二条ただし書、第四十一条第一項ただし書、第五十二条又は第七十三条の二十に規定する認定の申請

改正案

現行

九の二 東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）第十七条第一項ただし書、第十七条の二第一項ただし書、第十七条の三ただし書、第十七条の四第一項ただし書、第十七条の五第三項、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条の二第一項に規定する認定の申請

十から十四まで（現行のとおり）

十五 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十五第一項若しくは第三項、第十九条の十六第一項若しくは第十九条の十七第二項に規定する協議の申出又は同条第一項（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第二十条において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する認定の申請

十六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第一百五十五条第一項に規定する許可の申請

2 延べ面積が千平方メートルを超え、かつ、高さが十五メートルを超える中高層建築物（前項に規定する規模に該当するものを除く。）又は特定用途建築物（前項に規定する規模に該当するものを除く。）に係る標識の設置期間は、前項に掲げる手続のいずれか（二以上の手続を行う場合は、

十から十四まで（略）

2 延べ面積が千平方メートルを超え、かつ、高さが十五メートルを超える中高層建築物（前項に規定する規模に該当するものを除く。）又は特定用途建築物（前項に規定する規模に該当するものを除く。）に係る標識の設置期間は、前項に掲げる手続のいずれか（二以上の手続を行う場合は、

改正案

最初の手続）を行おうとする日の少なくとも三十日前から法第七条第一項に規定する完了検査の申請若しくは法第十八条第十六項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。

3 前二項に規定する建築物以外の中高層建築物に係る標識の設置期間は、第一項各号に掲げる手続のいずれか（二以上の手続を行う場合は、最初の手続）を行おうとする日の少なくとも十五日前から法第七条第一項に規定する完了検査の申請若しくは法第十八条第十六項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。

第五条から第二十三条まで（現行のとおり）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

現行

最初の手続）を行おうとする日の少なくとも三十日前から法第七条第一項に規定する完了検査の申請若しくは法第十八条第十四項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。

3 前二項に規定する建築物以外の中高層建築物に係る標識の設置期間は、第一項各号に掲げる手続のいずれか（二以上の手続を行う場合は、最初の手続）を行おうとする日の少なくとも十五日前から法第七条第一項に規定する完了検査の申請若しくは法第十八条第十四項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。

第五条から第二十三条まで（略）